

入札公告

令和8年7月14日

長与町長 吉 田 慎



下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び長与町財務規則(平成17年規則第5号)第91条第1項の規定により、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1)入札番号 8政策企画第5号
- (2)案件名 長与町新図書館等複合施設物品調達(備品・消耗品)
- (3)仕様 別紙「特記仕様書」及び「物品明細書」のとおり
- (4)契約期間 契約締結日から令和9年1月29日まで
- (5)支払条件 前払 なし 部分払 あり
- (6)最低制限価格 なし

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る長与町長より競争参加資格があることが確認された旨の確認通知を受けていることとする。

- (1)令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2)長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成17年要領第4号)第3条及び第4条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団をいう。)若しくは暴力団員等(同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4)電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6)所在地における国税(法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。)、道府県税及び都税(事業税をいう。)、市町村税並びに賦課金等の未納がないこと。
- (7)入札参加資格の申請に際し、長与町が求めた個別添付書類が提出済であること。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1)配布期間 公告日から令和8年7月23日(木)まで。
- (2)受付期間 公告日から令和8年7月23日(木)まで。
- (3)取得については、長与町ホームページからダウンロードすること。

4. 暴力団等排除について

長与町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5. 入札参加資格の確認等

- (1)入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間 公告日から令和8年7月23日(木)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時45分から17時30分まで。

イ 提出場所「21. 書類提出先、問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送(「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る)による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 国税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

イ 都道府県税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

ウ 市町村税の完納証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

エ 入札保証金の免除を希望する場合は、14(1)イに該当することを確認できる契約書の写し等

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年7月27日(月)までに競争入札参加資格確認通知書により通知する。郵送通知(電話もしくは電子メール併用)

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

6. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 公告日から、令和8年7月31日(金)17時00分まで。

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書(様式2)に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

長与町役場政策企画課 kikaku@nagayo.jp

(3) 質問回答 令和8年8月3日(月)17時00分までに入札参加者全員へメールで回答。

7. 同等品による入札について

本入札の仕様書に例示するメーカー名、品番、規格等(以下「例示品」という。)は、要求する品質、性能等の基準を示すものである。例示品と同等以上の規格、品質、性能等を有する物品(以下「同等品」という。)により入札を希望する者は、次により事前に同等品の承認申請を行い、長与町の承認を得なければならない。

(1) 申請方法

「同等品承認申請書(様式5)」に、当該同等品のメーカー名、品番、規格、仕様等が確認できるカタログ等の写しを添付し、「21. 書類提出先、問合せ先」へ提出すること。

(2) 申請期限

令和8年7月31日(金)17時00分まで(「6. 仕様書等に対する質問」の質問期限と同じ)。

提出期限を過ぎて提出された申請書は受け付けない。この場合、当該同等品は承認されなかったものとし、入札者は例示品又は承認済みの同等品により入札するものとする。

(3) 同等品の要件

同等品は、例示品と規格(形状、材質、大きさ等)、品質、性能等が同等以上であり、原則としてメーカーの既製品であること。詳細は「特記仕様書」によるものとする。

(4) 承認結果の通知

提出された同等品承認申請書の「判定」及び「審査結果」欄に、承認の可否を記入し、令和8年8月3日(月)17時00分までに、入札参加者全員へ電子メールにより通知する。

(5) 注意事項

ア 承認を受けていない物品(同等品)により入札し、落札者となった場合であっても、当該物品で契約を締結することはできない。

イ 承認を受けた同等品は、他の入札参加希望者も使用することができる。

ウ 承認結果が期限までに届かない場合は、「21. 書類提出先、問合せ先」へ確認すること。

(6) 例示品が製造中止等となっている場合の取扱い

入札公告日以降に、仕様書に例示する物品(例示品)が製造中止、生産終了その他の理由により調

達が困難となった場合は、当該例示品の後継品又は同等以上の品質、性能等を有する物品をもって納入することができる。この場合、受注者は事前に長与町の承認を得なければならない。詳細は「特記仕様書」によるものとする。

8. 入札説明会 実施しない

9. 入札書の記載

(1) 入札書(様式3)に記載する金額は、契約期間における総価を入札金額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する事項

(1) 持参または郵送による入札とする。入札書は、「21. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。

提出期限日: 令和8年8月6日(木)17時30分必着。

(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。

(3) 入札者は、入札書の記載事項(首標金額を除く。)について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

(4) 入札者は、本調達に係る、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(5) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(7) 入札回数は、初度入札及び再度入札を合わせて2回までとする。

(8) 初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。

(9) 再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限る。

(10) 再度入札は、1回限りとする。

(11) 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに連絡するものとする。

(12) 入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び持参するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び持参するもの」を参照のこと。

(13) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時30分までに入札辞退届(様式4)を「21. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。

11. 開札に関する事項

(1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 令和8年8月7日(金)10時00分

イ 開札場所 長与町役場 3階第1会議室

(2) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。ただし、1業者1名とする。

(3) 立会いを希望する者は、開札日前日までに「21. 書類提出先、問合せ先」に連絡すること。

(4) 開札に立ち会う入札参加者が2名未満の場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、立会人を2名以上確保するものとする。

12. 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者が談合して入札したとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書提出期限を過ぎて到着したとき
- (9) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

13. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。なお、落札候補者は、入札額の基礎となる料金等の総額を記載した入札内訳書を、発注者が別に指定する日までに提出すること。提出された入札内訳書を審査（以下「事後審査」という。）し、条件を満たしていることが認められた場合、落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。くじを引くべき者が開札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (3) 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。以降、同じ。

14. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、長与町が発行する納入通知書により、開札日前日の17時30分までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを入札書と併せて提出するものとする。なお、長与町が発行する納入通知書は、競争入札参加資格確認通知と併せて送付する。

(3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に返還する。その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

区 分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

(4) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

15. 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ア 落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が、当該契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から7日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

(4) 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第115条第1項各号の該当による契約の解除の場合（同項第1号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。

16. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書を長与町長に提出しなければならない。

(1) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。

(2) 「契約書」は、町、契約の相手方各1部を所持する。

17. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

18. 支払条件

(1) 契約代金の支払いは、実績払とし、発注者の検査に合格し検収が完了した納入物品に係る代金について、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。

(2) 発注者が必要と認める場合は、物品明細書に定める納入区分又は発注者が認める納入単位ごとに、検収済みの納入物品に係る代金について部分払を行うことができる。

(3) 部分払の対象は、発注者の検査に合格し、検収が完了した物品に限るものとし、未納入、検査未了又は検収未了の物品に係る代金は、部分払の対象としない。

(4) 受注者は、発注者による検収完了後、請求書により発注者へ請求するものとする。

(5) 発注者は、前項の請求があったときは、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

19. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20. その他

(1) 申請書及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

(3) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

(4) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力をする。

(5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。

(7) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

21. 書類提出先、問合せ先

長与町役場企画財政部政策企画課（長与町役場3階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話095-801-5661（直通）

FAX095-883-1464

E-MAIL kikaku@nagayo.jp

※政策企画課での書類等の取得、問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時45分から17時30分までとする。